

**岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に
基づく建築物環境配慮計画書及び工事完了届に
係る届出の手引き**

令和7年4月

岐阜県

目次

はじめに

1 対象となる建築物、計画書を提出する者3
(1)対象となる建築物(特定建築物)	
(2)計画書を提出する者(特定建築主)	
2 手続きの流れ4
3 提出様式と記入例4
(1)建築物環境配慮計画書の提出4
(2)建築物環境配慮計画書の記入例と注意事項5
(3)建築物環境配慮計画書の変更9
(4)工事完了届出書の提出10
(5)工事完了届出書の記入例と注意事項10
4 公表10
5 提出先及び問合せ先一覧11
(1)建築物環境配慮計画書 提出先一覧	
(2)工事完了届出書 提出先	
(3)問合せ先	
6 参考資料	
(1)岐阜県建築物環境配慮指針13
(2)関係様式16
・建築物環境配慮計画書	
・参考様式1、2	
・工事完了届出書	

はじめに

岐阜県では、事業者、県民、行政などあらゆる主体が連携し、より実効性の高い地球温暖化防止施策を推進することを目的として、平成21年3月に岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（以下「条例」という。）を制定し、同年4月から施行しています。

建築物は、一度建築されると長期間使用されるため、エネルギー消費を通じて温室効果ガスの排出に長期にわたり大きな影響を与えることから、一定規模以上の建築物の新築・増築・改築時に、「建築物環境配慮計画書」の提出を義務付け（条例第29条）、その内容等を公表することにより、建築物の環境性能の向上を図ることとしています。

この手引きは、条例第27条第1項に基づき策定した建築物環境配慮指針をもとに、条例の対象となる建築主の皆様にご作成していただく「建築物環境配慮計画書」や「工事完了届」の内容等について説明したものです。

地球温暖化対策の更なる推進を図るためには、建築主の皆様のご理解と御協力が不可欠です。条例の趣旨をご理解いただき、積極的に地球温暖化対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。

【この手引きで使用する用語】

用語	内容
条例	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年岐阜県条例第21号）
規則	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成21年岐阜県規則第40号）
特定建築物	床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上の建築物
建築主	建築物を、新築、増築又は改築しようとする者
特定建築主	特定建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主 条例第29条第1項に基づき、建築物環境配慮計画書の提出が義務づけられています。

1 対象となる建築物、計画書を提出する者

(1)対象となる建築物(特定建築物)

建築物環境配慮計画書を提出する建築物は、以下のとおりです。

- ① 床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が2,000平方メートル以上の建築物（「特定建築物」）を建築しようとするときは、提出する義務が生じます。
- ② 上記以外の建築物については、提出の義務はありませんが、提出するよう努めてください。（条例第29条第2項）

(参考) 条例に基づく届出等

届出等の種類		届出要件等	条例
建築物 環境配 慮計 画書 の 提 出	新築	床面積の合計2,000m ² 以上	○
	改築	改築に係る部分の床面積の合計2,000m ² 以上	○
	増築	増築に係る部分の床面積の合計2,000m ² 以上	○
	大規模 修繕	屋根、壁、床	×
	設備の 改修	空気調和設備、換気設備、照明、給湯、昇降機	×
変更届出			○
工事完了届出書			○

(2)計画書を提出する者(特定建築主)

建築物環境配慮計画書を提出する者は、建築物を、新築、増築又は改築しようとする者（「建築主」）です。上記①により提出を義務付けられている建築主を「特定建築主」といいます。

Q&A Q：特定建築主が計画を提出しない場合、罰則はありますか。

A：提出すべき者が正当な理由なく提出しない場合は、勧告（条例第45条）や公表（条例第46条）をする場合があります。

2 手続きの流れ

特定建築主	提出	提出先	経路	県省エネ・再エネ社会推進課
<p>■建築物の新築、増築又は改築（いずれも延床面積が2,000平方メートル以上）を行おうとするとき</p> <p>「建築物環境配慮計画書」の作成 (条例第29条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出抑制のための措置 ・省エネルギーのために講ずる措置 ・再生可能エネルギー導入に関する事項等 	<p>⇒</p> <p>工事着工予定日の21日前まで</p>	<p>岐阜地域環境室、県事務所、岐阜市、大垣市、各務原市においては市建築指導担当課</p>	<p>⇒</p> <p>経由</p>	<p>①審査</p> <p>②提出された建築物環境配慮計画書・工事完了届出書の概要の公表</p>
<p>■提出した「建築物環境配慮計画書」に変更が生じたとき</p> <p>変更後の「建築物環境配慮計画書」の作成 (条例第29条第3項)</p>	<p>⇒</p> <p>速やかに</p>	<p>岐阜地域環境室、県事務所、岐阜市、大垣市、各務原市においては市建築指導担当課</p>	<p>⇒</p> <p>経由</p>	
<p>■工事が完了したとき</p> <p>「工事完了届出書」の作成 (条例第29条)</p>	<p>⇒</p> <p>速やかに</p>	<p>県省エネ・再エネ社会推進課</p>		

3 提出様式と記入例

(1) 建築物環境配慮計画書の提出

- ①提出書類 建築物環境配慮計画書（規則様式第5号）（p16, 17参照）
- ②提出部数 1部（正本）
- ③提出期限 工事着手の21日前まで
- ④提出先 建築物の所在地を管轄する岐阜地域環境室又は県事務所環境課
岐阜市、大垣市、各務原市内に建築物が所在地する場合は、各市役所建築指導担当の窓口でも対応可能
※平成29年度から提出先が変わりましたのでご注意ください。
- ⑤提出方法 メール、郵送、持参

記入例

第5号様式（第14条関係）

建築物環境配慮計画書

令和〇年〇月〇日
岐阜県知事 様 1

住 所 **岐阜市藪田南2-1-1**
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 **株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇**
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第29条第1項(第2項、第3項)の規定により、次のとおり提出します。

特定建築物の名称及び所在地	2 〇〇ビル 岐阜市〇〇町〇番地の〇
特定建築物の概要	3 別紙のとおり
建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置	4 別紙のとおり
省エネルギーのために講ずる措置	5 別紙のとおり
再生可能エネルギー導入に関する事項	6 別紙のとおり
工事着手予定年月日	7 令和〇年〇月〇日
工事完了予定年月日	7 令和〇年〇月〇日
※岐阜県受付欄	

備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第29条第2項の規定により計画書を提出する場合は、「特定建築物」を「建築物」に読み替えること。
- 4 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく建築物環境配慮計画書及び工事完了届届出の手引き」を参照のうえ記入すること。

8 連絡先	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岐阜市△△町△番地の△
	部署名・担当者氏名	株式会社△△設計 △△ △△
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	e-mail	

注) 建築主内の部署のほか、設計等を委託している場合は設計事務所等の連絡先を記入すること。

(2)建築物環境配慮計画書の記入例と注意事項

1 特定建築主の住所及び氏名

「住所」には、施主の本社等の所在地を、「氏名」欄には施主の企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入してください。

2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称及び所在地を記入してください。(名称が未定の場合は仮称でも可)

3 特定建築物の概要

工事の種別(新築、増築、改築)、特定建築物の概要(用途、構造、階数、床面積の合計)を記入してください。

また、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、参考様式1に必要事項を記入して添付することもできます。(【参考様式1 特定建築物の概要】参照)

4 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

建築物環境配慮指針「第5 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置」に示す内容を参考に、建築物の特性に応じて、適切かつ有効な措置を選定し実施することとし、その内容(設備の名称、能力や個数等)を具体的に記入してください。

該当がない場合は「該当なし」と記入してください。

また、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、参考様式2に必要事項を記入して添付することもできます。(【参考様式2】参照)

5 省エネルギーのために講ずる措置

建築物環境配慮指針「第3 省エネルギーのために講ずる措置」に示す内容について、具体的に記入してください。

また、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、参考様式2に必要事項を記入して添付することもできます。(【参考様式2】参照)

6 再生可能エネルギーの導入に関する事項

建築物環境配慮指針「第4 再生可能エネルギーの導入に関する事項」に示す内容について、その内容(設備の名称、容量(能力)や個数等)を具体的に記入してください。

該当がない場合は「該当なし」と記入してください。

また、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、参考様式2に必要事項を記入して添付することもできます。(【参考様式2】参照)

7 工事着手予定年月日、工事完了予定年月日

工事着手予定年月日、工事完了予定年月日を必ず記入してください。

「建築物環境配慮計画書」の提出期限は、工事に着手しようとする日の21日前までです。

8 連絡先

連絡先は建築主内の部署のほか、設計等を委託している場合は設計事務所等の連絡先を記入してください。

9 【参考様式 1 特定建築物の概要】

3 特定建築物の概要 の参考様式です。

10 【参考様式 2】

4 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置、**5** 省エネルギーのために講ずる措置、**6** 再生可能エネルギーの導入に関する事項 の参考様式です。

(3)建築物環境配慮計画書の変更

建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、変更後の建築物環境配慮計画書を提出してください。

- ①提出書類 建築物環境配慮計画書（規則様式第5号）
- ②提出部数 1部（正本）
- ③提出期限 速やかに
- ④提出先 建築物の所在地を管轄する岐阜地域環境室又は県事務所環境課
岐阜市、大垣市、各務原市内に建築物が所在地する場合は、各市役所建築指導担当の窓口でも対応可能
※平成29年度から提出先が変わりましたのでご注意ください。
- ⑤提出方法 メール、郵送、持参
- ⑥注意事項 ・計画書に記入した事項のうち、変更する事項について、変更後の内容のみ記入してください。
例) 特定建築物の名称を変更する場合
「特定建築物の名称及び所在地」欄に、変更後の名称を記入。
 - ・工事着手予定年月日の変更については、届出は必要ありません。
 - ・工事完了予定年月日の変更については、半年以上相違が生じる場合には届け出てください。

【参考】「特定建築物の概要」の「用途」欄の区分

住宅	一戸建住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
事務所等	事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
集会場等	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(4) 工事完了届出書の提出

- ①提出書類 建築物工事完了届出書（規則様式第6号）
- ②提出部数 1部（正本）
- ③提出期限 速やかに
- ④提出先 岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課
- ⑤提出方法 メール、郵送、持参

(5) 工事完了届出書の記入例と注意事項

第6号様式(第15条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">記入例</div>	
建築物工事完了届出書 ○年○月○日	
岐阜県知事 様	
届出者	①住所 岐阜市藪田南2-1-1 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small> 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 <small>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</small>
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第30条の規定により、工事が完了しましたので届け出ます。	
特定建築物の名称	② 〇〇ビル
特定建築物の所在地	② 岐阜市〇〇町〇番地の〇
工事の種別	③ <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
工事完了年月日	④ ○年○月○日
連絡先	⑤ 部署名 株式会社△△設計 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇
	※岐阜県受付欄

①特定建築主の住所及び氏名、②特定建築物の名称及び所在地、③工事の種別は、既に提出した建築物環境配慮計画書の内容を記入してください。

① 特定建築主の住所及び氏名

「住所」には、施主の本社等の所在地を、「氏名」欄には施主の企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入してください。

② 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称及び所在地を記入してください。

③ 工事の種別

「工事の種別」は、該当する□内にレ印を記入してください。

④ 工事完了年月日

工事が完了した日を記入してください。

⑤ 連絡先

工事完了届出書の内容についての問合せ先を記入してください。

4 公表

提出された建築物環境配慮計画書及び工事完了届の内容については、条例第31条に基づき、その概要を公表します。

5 提出先及び問合せ先一覧

(1)建築物環境配慮計画書 提出先一覧

建築物の所在地を管轄する県事務所

岐阜市、大垣市、各務原市にあつては、各市役所建築指導担当課

建築物所在地	提出先	電話番号
岐阜市	岐阜市まちづくり 推進部建築指導課	058-265-4141 (代)
大垣市	大垣市都市計画部 建築指導課	0584-81-4111 (代)
各務原市	各務原市都市建設 部建築指導課	058-383-1111 (代)
羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、 羽島郡(岐南町、笠松町)、本巣郡(北方町)	県環境エネルギー 生活部 岐阜地域環境室	058-272-1111 (代) (内線 3241, 3242)
海津市、養老郡(養老町)、不破郡(垂井町、 関ヶ原町)、安八郡(神戸町、輪之内町、安八 町)	西濃県事務所	0584-73-1111 (代) (内線 222, 223)
揖斐郡(揖斐川町、大野町、池田町)	揖斐県事務所	0585-23-1111 (代) (内線 211, 212)
美濃加茂市、可児市、加茂郡(坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)、 可児郡(御嵩町)	可茂県事務所	0574-25-3111 (代) (内線 216, 217)
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所	0575-33-4011 (代) (内線 214, 215)
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所	0572-23-1111 (代) (内線 216, 217)
中津川市、恵那市	恵那県事務所	0573-26-1111 (代) (内線 216, 217)
高山市、飛騨市、下呂市、大野郡(白川村)	飛騨県事務所	0577-33-1111 (代) (内線 224, 225)

※岐阜市、大垣市、各務原市の特定建築物については県条例に基づき各市役所で事務処理を行っています。

(2)工事完了届出書提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課 温暖化・気候変動対策係

Tel: 058-272-1111 内線2944

Fax: 058-272-8407

E-mail: c11268@pref.gifu.lg.jp

(3)問合せ

岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課 温暖化・気候変動対策係

Tel: 058-272-1111 内線2944

Fax: 058-272-8407

E-mail: c11268@pref.gifu.lg.jp

岐阜県建築物環境配慮指針

第1 趣旨等

この指針は、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により、建築物の新築、増築又は改築をしようとする者（以下「建築主」という。）が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項を定めるものである。

建築主は、次に示す建築物に係る環境配慮措置の内容を参考に、建築物の特性に応じて、適切かつ有効な措置を選定し実施することとし、条例第29条に規定する建築物環境配慮計画書は、この指針に基づいて実施する措置を具体的に記入して作成することとする。

また、建築主は、建築物に係る環境配慮措置の内容に関連して、「建築物エネルギー消費性能基準」（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号（以下「省令」という。）第1条）、「特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準」（省令第8条）、「特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準」（省令第9条の2）及び「建築物エネルギー消費性能誘導基準」（省令第10条）を参考にすることとする。

第2 用語

この指針において使用する用語は、条例及び岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成21年岐阜県規則第40号）において使用する用語の例による。

第3 省エネルギーのために講ずる措置

次に示す省エネルギーのための措置を講ずること。

1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

- (1) 外壁の方位、室の配置等を考慮して建築物を配置すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等により日射による熱負荷を低減すること。

2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等を考慮して空気調和設備を選択すること。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない方法を採用すること。
- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

- (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない方法を採用すること。

- (2) 適切な機械換気設備の制御方法を採用すること。
- (3) 必要な換気量に応じ、適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用すること。
- 4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 照明効率の高い照明器具を採用すること。
 - (2) 適切な照明設備の制御方法を採用すること。
 - (3) 保守管理に配慮した設置方法を採用すること。
 - (4) 適切な、照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げを選定すること。
- 5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 配管経路の短縮、配管の適切な断熱等に配慮した適切な配管設備を採用すること。
 - (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用すること。
 - (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。
- 6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 適切な昇降機の制御方式を採用すること。
 - (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用すること。
 - (3) 必要な輸送能力に応じて、適切な設置計画を採用すること。

第4 再生可能エネルギーの導入に関する事項

次に例示する再生可能エネルギーを利用した設備やシステムを設置すること。

- 1 太陽光の利用
太陽光発電システム
- 2 太陽熱の利用
太陽熱温水器
- 3 風力の利用
風力発電システム
- 4 バイオマスの利用
ペレットストーブ、バイオマス発電システム
- 5 水力の利用
小水力発電システム
- 6 地熱の利用
地熱発電システム
- 7 その他のエネルギー源の利用
河川水、温泉等の温度差や雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を利用した熱利用システム

第5 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

次に例示する温室効果ガスの排出を抑制するための措置を実施すること。

1 建築物の耐用年数の長期化

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮すること。
- (2) 耐久性に優れた構造体を採用すること。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備の合理的な耐久性を確保し、更新、修繕、補修が容易な部材等を採用すること。
- (4) 維持管理のための作業スペースを確保すること。

2 環境負荷の少ない材料や機材等の採用

- (1) 再生建築資材やリサイクルが容易な材料を採用すること。
- (2) 公的機関において認証を受けた環境配慮物品等を採用すること。
- (3) 部分的な更新が容易な資機材を採用すること。

3 自然採光等の活用

自然採光、自然通風、太陽熱を利用した蓄熱システムや自然換気システムを活用すること。

4 水資源の有効利用

- (1) 節水型機器（トイレ、給水栓等）や節水システムを採用すること。
- (2) 雑用水の一部として、雨水又は排水処理水を再利用するシステム等を採用すること。

5 ビルエネルギーマネジメントシステムの導入

電気を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価するビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入すること。

6 緑化の促進

建築物の屋上や壁面又は敷地内において緑化をすること。

7 代替フロンの使用抑制

- (1) 空気調和設備における自然冷媒冷凍空調機器を採用すること。
- (2) ノンフロン硬質ウレタンフォーム断熱材を選定すること。

8 その他

上記以外の措置で、温室効果ガスの排出抑制に資する措置を実施すること。

建築物環境配慮計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第29条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり提出します。

特定建築物の名称及び所在地	
特定建築物の概要	
建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置	
省エネルギーのために講ずる措置	
再生可能エネルギー導入に関する事項	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
※岐阜県受付欄	

備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第29条第2項の規定により計画書を提出する場合は、「特定建築物」を「建築物」に読み替えること。
- 4 変更の場合にあつては、変更があつた事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく建築物環境配慮計画書及び工事完了届届出の手引き」を参照のうえ記入すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

注) 建築主内の部署のほか、設計等を委託している場合は設計事務所等の連絡先を記入すること。

【参考様式1 特定建築物の概要】

工事の種別		<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
特定建築物の概要	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等		
	構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造、 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造、 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	階数			
	床面積の合計	届出部分	届出以外の部分	合計
	m^2	m^2	m^2	

【参考様式2】

1 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

2 省エネルギーのために講ずる措置

3 再生可能エネルギーの導入に関する事項

第6号様式(第15条関係)

建築物工事完了届出書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
届出者 住所	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第30条の規定により、工事が完了しましたので届け出ます。	
特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
工事完了年月日	
連絡先	部署名
	電話番号
※岐阜県受付欄	

備考

- 1 用紙の大きさは、郵便はがきとすること。
- 2 「工事の種別」は、該当する□内にレ印を記入すること。
- 3 ※印のある欄は、記入しないこと。